

工事費内訳書作成要領

1 工事費内訳書は次の場合に作成し、提出してください。

- ① 一般競争入札等に参加する場合
- ② 指名競争入札に参加する場合

上記の入札に参加する場合、あらかじめ工事費内訳書を作成し、入札書と同封し提出する必要があります。
このことは、入札公告（指名競争入札の場合は、指名通知書と一緒に配布する資料）にも記載しております。

2 工事費内訳書は次のとおり作成してください。

(1) 記載事項は次のとおりです。

- ア 入札者の所在地、商号又は名称
- イ 工事番号・工事名・工事場所
- ウ 工事費の内訳（※所定のレベルまで必要です。（2）参照のこと。）

(2) 工事費の内訳明細はここまで必要です。

工事費の内訳は、一番上位の項目から**2段階下のレベルまで**必要です。

- ア 土木関係工事（土木工事積算基準によるもの）
 - ① 工事区分
 - ② 工種
- イ 建築一式工事（建築工事積算基準によるもの）
 - ①種目
 - ②科目
- ウ 建築関係工事（建築一式工事以外）（建築工事積算基準によるもの）
 - ①種目
 - ②科目
- エ その他の工事（その他の積算基準によるもの）

工事の種類に応じ、ア又はウに準じて作成してください。この場合であっても、記載する項目のレベルは、大項目から**2段階下まで**とします。ただし、特に必要がある場合は、別途指示します。

(3) 様式は次のとおりです。

様式は、別紙記載例のとおりとし、その工事の設計書（金抜き）の項目に対応させて作成してください。

3 工事費内訳書の作成にあたっては次の点に注意してください。

- (1) 「出精値引 △0, 000円」、「端数処理 △000円」などのような経費の根拠が不明確となる記載はしないこと。
- (2) 下記に掲げる無効事由に該当する場合は、入札を無効とします。
- (3) 提出された工事費内訳書は返却しません。

記

工事費内訳書が次表の無効事由に該当するときは、その入札を無効とする。

無効事由	備考
工事費内訳書を提出しないもの	
工事費内訳書の明細が所定のレベルまで記載されていないもの	
商号又は名称の記載がないもの	
工事費内訳書に計算誤りがあるもの	
工事費内訳書の工事価格が入札書記載金額と異なるもの	税込みと税抜の誤記は無効となる。

（記 載 例）

※日付、宛名、代表者名
及び押印は不要です

住 所

所在地、商号又は名称を
記入してください。

商号又は名称

工 事 費 内 訳 書

工 事 番 号	第〇〇号
工 事 名	〇〇〇布設 工事
工 事 場 所	御所市 〇〇 地内

工事番号、工事名、工
事場所を記入してくだ
さい。

工種等	単位	数量	単価(円)	金額(円)	備 考
開削及び小口径推進工事				$A=(a+b+c)$	
資材費	式	1		a	レベル2
労務費	式	1		b	レベル2
土工費	式	1		c	レベル2
直接工事費				$A=(a+b+c)$	
共通仮設費計	式	1		$B=(d+e+f)$	レベル1
運搬費	式	1		d	レベル2
安全費	式	1		e	レベル2
共通仮設費（率計算額）	式	1		f	レベル2
純工事費（直接工事費＋共通仮設費）	式	1		$C=(A+B)$	
現場管理費	式	1		D	
工事原価（純工事＋現場管理）	式	1		$E=(C+D)$	
一般管理費等	式	1		F	
工事価格（工事原価＋一般管理費等）	式	1		$G=(E+F)$	
合計金額 （入札書記載金額）				G	

工種、種別ごとに金額を
記入してください。

各項目の金額の総額
になります。この金額
は入札書記載の金額
と必ず同額になります。

※本様式に誤脱、脱字、計算誤り、記載漏れ若しくは金額の訂正がある場合又は記載された金額が判読し難い場合は、
入札書が無効となります。

※工事費内訳書は税抜金額です。

※各項目全てに金額を記載してください。各計や、入札書記載金額で端数調整をすることのないようにしてください。

※1式計上により、単価欄は記載不要です。